

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づく英語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><u>大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づく英語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、<u>文部科学省が実施する大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコース（以下「英語コース」という。）</u>を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>(対象者等)</p> <p>第2条 <u>英語コース</u>を履修する外国人留学生のうち、当該コースを開設する学部又は研究科において学業優秀と認められる者については、<u>願い出により、当該期分の授業料の全額を免除することがある。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により免除の対象となる授業料は、学部</u>に開設される英語コースを履修する外国人留学生（以下「学部留学生」という。）については、<u>第1年次及び第2年次の第1期分及び第2期分、大学院</u>に開設される英語コースを履修する外国人留学生（以下「大学院留学生」という。）については、<u>第1年次の第1期分及び第2期分とする。</u></p> <p>(出願手続)</p> <p>第3条 前条第1項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、<u>学部留学生の場合</u>にあつては当該学部の長を、<u>大学院留学生の場合</u>にあつては当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。</p> <p>(1) 申請書 (2) その他総長が必要と認める書類</p> <p>2 授業料の免除の出願期日は、各期の初めに告知する。</p> <p>3 授業料の免除の申請書の様式は、総長が別に定める。</p> <p>(中 略) (事務)</p> <p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>研究国際部留学生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、<u>京都大学が開設する外国語による授業のみで学位を取得できるコース（総長が指定するものに限る。以下「外国語コース」という。）</u>を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>(対象者等)</p> <p>第2条 <u>外国語コース</u>を履修する外国人留学生のうち、当該コースを開設する学部又は研究科において学業優秀と認められる者については、<u>願い出により、第1年次の第1期分及び第2期分又は第2期分の授業料の全額を免除することがある。</u></p> <p>(出願手続)</p> <p>第3条 前条の規定による授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、<u>学部</u>に開設する外国語コースを履修する外国人留学生（以下「学部留学生」という。）の場合にあつては当該学部の長を、<u>大学院</u>に開設する外国語コースを履修する外国人留学生（以下「大学院留学生」という。）の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。</p> <p>(1) } (2) } (同 左)</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>研究国際部国際学生交流課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none">1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。2 改正後の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。